

ワークプランを更新——IASB

去る9月30日、IASBはワークプランを更新した。2012年が前後半に分けられて表示されている(図表参照)。

前回から、減損、一般ヘッジ、マクロヘッジ、リース、収益認識、保険契約について、公表時期等が変更されている。

また、今回、2011年10月に、年次改善2010-2012ならびにIFRS1号の改訂のEDが公表される予定と、IFRIC20号(露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土費用)が最終基準化される予定が追加されている。

(図表) IASBのプロジェクト計画表

	2011年 10-12月	2012年 1-6月	2012年 7-12月	MoU	FASBとの 合同
金融危機関連プロジェクト					
IFRS9:金融商品					
IFRS9号の強制適用時期の延期	EDコメント 期限 10月21日				
減損	再ED等			✓	✓
ヘッジ会計					
一般ヘッジ	レビュー ドラフト	IFRS		✓	
マクロヘッジ	ED				
資産・負債の相殺	IFRS			✓	✓
連結(投資会社)	EDコメント 期限 1月5日				✓
MoUプロジェクト					
リース		再ED	IFRS	✓	✓
収益認識	再ED		IFRS	✓	✓
その他のプロジェクト					
保険契約		レビュー ドラフト等			✓
年次改善2009-2011	EDコメント 期限 10月21日				
年次改善2010-2012	ED				
IFRS1号の改訂(IAS20号の将来的な適用)	ED				
露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土費用(2011年9月承認)	IFRIC20号				
アジェンダ・コンサルテーション					
3年ごとの公開コンサルテーション	コメント 期限 11月30日				

※ED:公開草案

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
11月10日(木)まで	① 源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(10月分)	
11月30日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成23年9月期) 法人税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ③ 法人(申告期限延長承認)の法人税確定申告 1カ月延長(平成23年8月期) 2カ月延長(平成23年7月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと) (9月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと) (3、6、9、12月期) ⑥ 法人の中間申告納付(2月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税 ⑦ 法人の消費税中間申告納付 直前期年税額4,800万円超 (1カ月ごと)9月期を除く。 直前期年税額400万円超 (3カ月ごと)3、6、12月期	②~⑦ 法人の事業年度(課税期間)終了日は各月末日とする。 ③ 申告期限延長法人の納付延長期間には利子税が賦課されるので、事業年度終了後2カ月以内である法定期限内に法人税額の見込納付を行う(通則法64①)。 ④ 消費税の課税期間特例選択届出書の変更は、当該変更後の課税期間の開始日の前日までが変更届出書の提出期限である。 ⑥ 法人の中間申告納付は、直前期年税額の半分が法人税額10万円超、消費税額24万円超の場合である。
(付記) 11月11日(金)から17日(木)までが税を考える週間(税務署・国税庁・国税局)		

復興のための税制改正大綱等、公表―政府税調

去る10月11日に政府税制調査会は「東日本大震災からの復興のための事業及びB型肝炎対策の財源等に係る税制改正大綱」(大綱)、国税、地方税に関する「東日本大震災への税制上の対応について」(税制上の対応)を取りまとめ、公表した。

復興特別法人税

大綱では、復興特別法人税(仮称)に関して、その税額を各課税事業年度の基準法人税額に10%の税率を乗じて計算した金額とすることが明記された。納税義務者は、法人税の納税義務者と同じで、課税事業年度は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間(指定期間)に開始する事業年度としている。

法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大

復興特別法人税は、平成23年度税制改正で実施されることになつてきた法人税率の引下げおよび課税ベース拡大等とセットで創設されることとなった。このため、大綱では、閉会中審査手続きが取られている平成23年度税制改正法案における、法人税率の引下げおよび課税ベース拡大の実施時期を平成24年4月

1日以後に開始する事業年度に修正することを明記している。

新規立地促進税制

税制上の対応では、復興産業集積区域(仮称)内における新規立地新設企業の立上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人は、5年間、課税が発生しないような措置が講じられることとなった。具体的には、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。被災者を5人以上雇い、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること、復興産業集積区域内に本店を有することなどが要件となる。

その他の制度

また、税制上の対応では、前記の促進税制に加えて、復興産業集積区域内の事業所で雇用をする被災者に対する指定期間内の給与等支給額の一定割合を税額控除ができる制度(法人税の特例控除、税額控除率10%、法人税額の20%を限度)、指定を受けた法人が取得等をした機械・装置および建物・構築物について特別償却または税額控除

日本会計教育学会はIAA ER(国際会計教育研究学会)に対応した日本の研究学会で、第3回全国大会は9月13・15日に熊本学園大学で開催された。この学会では、会計大学院でのIFRS教育、簿記苦手の学部生への教育法、外国での会計エリート教育に関する研究報告が多い。

ただ今年は何年とは違い、

3月11日の大震災関連テーマがあった。石巻専修大学の岡野知子氏と川村曉氏の共同研究「可搬型ITデバイスを活用した簿記・会計教育の試み―東日本大震災直後に対応した会計教育法の一例として―」が報告された。また、翌15日には緊急討論「東日本大震災の復興に対して会計学研究者・教育者は何をなすべきか、何が出来るか」でも、両氏を中心として大学での災害対応について熱心に討議された。

要旨は次のとおりである。同大学では仙台から通う学生も多い(もともと同大学は簿記検定の高い合格率で知られている)。JRの各線が不通、道路も大渋滞で授業時間の短縮が余儀なくされた。文部科学省の特別許可で通常は90分授業を75分、1学期15コマが13コマでもよいとされたが、現場

は大変である。自宅のインターネット回線は申し込んでも数カ月も掛かる。窮地のなかで使えたのが携帯端末だった。これを自習に利用しない手はない。両氏の答えが携帯電話を使った簿記の自習システム「Mobile De BOKU」である。概要は携帯電話やスマートフォンで3択問題が提供される。参考図を参照されたい。

ゲーム感覚で、仕訳や勘定記入に慣れるしかけて、説明



が要らないほど簡単である。問題作り、小さな画面ゆえの工夫、複数の機種に合致させる工夫、といったハードルを津波後の混乱のなかで急遽、ゼロから実用化させたから敬服する。

アクセス時間の解析にかかると報告が興味深い。授業のある金曜日と前日の木曜日にアクセス数が多いが、それでも万遍なくアクセスがあるという。アクセス時間は、朝夕の

(参考図)

次の取引で正しい仕訳はどれ?		例
手数料¥10,000を現金で受け取った。		
◎現金	10,000	受取手数料 10,000
◎現金	10,000	受取利息 10,000
◎支払手数料	10,000	現金 10,000

OK

通学時間、昼休み、夜9時台に多い。夏休みにもかなりアクセスがある。

懇親会で、両氏とエールの交換となった。東北人の気質から察するのは、見も知らない個人個人の困窮を見せるより、むしろ頑張った姿を見てほしいはず。そこで「何をなすべきか、何が出来るか」。会計学者でできる応援は少ないが、この際、震災由来の「Mobile De BOKU」を応援したい。私は申し上げた。「問題提供なら喜んでできます。モニターには我々の学生も参加させたい。全国津々浦々の学生が、「Mobile De BOKU」を使うように成長してほしい。けっぱれ(頑張れ)! 石巻。」
岡崎 一浩(愛知工業大学 教授)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2011年10月11日	東日本大震災からの復興のための事業及びB型肝炎対策の財源等に係る税制改正大綱	政府税調	復興事業等の財源確保のため、復興特別所得税、復興特別法人税、復興特別たばこ税等の創設と審議中の2011年度税制改正の修正等を手当てしたものの。	2011年11月1日号 ニュース解説
2011年10月12日	ASU2011-05包括利益(トピック220)「包括利益の表示」の特定の局面の延期を検討する計画	FASB	2011年6月に公表されたASUにおいて、組替調整の表示に関する特定の規定の適用日を延期するかどうか、検討する議題を追加したというアナウンス。	—
2011年10月13日	監査基準委員会報告書第65号『継続企業』(中間報告)、同第66号『財務諸表監査における法令の検討』(中間報告)、同第67号『業務を委託している企業の監査上の考慮事項』(中間報告)、同第68号『初年度監査の期首残高』(中間報告)、同第69号『監査人の交代』(中間報告)、同第70号『監査業務の契約条件の合意』(中間報告)、同第71号『中間監査』(中間報告)	JICPA	クラリティ・プロジェクトの動向を踏まえ、監査基準委員会報告書の新起草方針に基づき改正するもの。今後、全監査基準委員会報告書間の整合性をとるための調整を経て最終版が公表され、2012年4月1日以降開始する事業年度に係る監査および同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用される。	—

依然不透明な欧州銀行の資本増強策

金融

ができる制度(事業用設備等の特別償却等)、開発研究用減価償却資産の取得等をした場合に即時償却ができる制度もそれぞれ創設するとしている。

なお、新規立地促進税制、法人税の特別控除、事業用設備等の特別償却等の措置は選択適用となっている。

欧州債務危機が、新たな段階を迎えている。フランス、ベルギー系の大銀行デクシアが、両国政府の救済策を受け入れて解体されることになった。

今回の欧州債務危機で、大手銀行の解体という新たな局面を迎えることになり、ソプリンスクだけでなく銀行の経営問題というより広範囲なシステムリスクが一層意識される状況である。デクシアは、不良資産を受け皿機関に切り離して処理を進め、残りの部分はベルギーのリテール部門をベルギー政府が一時的国有化、フランスの自治体向け融資はフランス系金融機関へ売却、トルコとルクセンブルグのリテール部門は海外投資家に売却することになる。

市場では、この発表後にユーロが買い戻され、各国の株式市場も一時上昇に転じるなど、おむねこの救済策を好材料と受け止めたようにも見える。しかし、本当は材料出尽くし感のほ

うが強いのではないだろうか。実際に、基金の強化策として融資可能額を4,400億ユーロに増強する案も、ユーロ圏で残るスロバキア議会でも一度否決されたものの再採決で可決する見込みとなっており、表面的には前進しているように見える。

しかし、今年7月のEUによるストレステストでは健全とされたはずの銀行がなぜ短期間に破綻に至ったのか、ストレステスト自体に問題はなかったのか、大きな疑問だけが残った。そのために替市場でのユーロの対ドル、対円での買戻しは一時的となる公算が大きい。10月11日に行われたEU・IMFとギリシア政府との政策合意の結果、11月上旬にも80億ユーロの融資が実行され、目先のギリシアのデフォルトは回避された形だ。

一方で債務削減の民間負担割合は50%とする案が有力で、こうした救済策の条件緩和が銀行自己資本の必要増強額の不透明

現在の低迷状況を脱出するには

証券

さに拍車をかけている。欧州の銀行資本増強策は依然として着地点がみえず、今後の欧州債務危機の焦点と考えられる。

現在、時価総額世界一企業であるアップル社の創業者にしてカリスマ経営者ジョブズ氏の早すぎる死のニュースが全世界を駆け巡ったのは10月5日であった。現代最高のイノベーターという類例のない経営トップの死はどこまでマーケットに影響するものか、無責任かつ野次馬的関心があつたが、結果はとるに足らぬものであつた。

その理由の1つはジョブズ氏の重病は以前から浸透し、アップル社CEOもすでに交代済みであったことである。そして、アップル社の未来にはますます市場の関心が高まるだろう。

一方、ウォール街ヘデモ隊が押し寄せるといふ前代未聞の事態が発生している。高い失業率、資産・所得の格差拡大というアメリカ経済の現状に反発する青年たちが立ち上がった構図がみえる。本来なら首都ワシントン話であるはずが、金融街に舞台が移った。彼らが批判するのは、金融危機・大不況の元凶であり、公的資金で救済されながら依然として高給を得る金融業界の経営陣の強欲さである。

このようなアメリカ国民の状況把握は、ウォール街、証券市場にとつて大きなショックのほずである。証券市場は国民的財産というのが彼らの拠り所であり、証券市場は多くの国民に支持されていると考えてきたからである。その幻想が完膚なきまでに崩壊しようとしている。

次から次に歓迎されざる材料が飛び出してくるのが秋の株式市場のようだ。世界的な懸念材料である、EUの一部の財政危機・銀行経営危機、米経済の景気後退の恐れ、中国経済の成長破綻の懸念、などからすると円高などはローカル過ぎる問題ではある。どの国も同情してくれない。TPP加盟問題もそうだが、自由貿易の話になると、いつも農業、とりわけコメの話が議論することさえ封じてしまう。内向きになると、ますます外国から相手にされなくなり、孤立するだけだ。もうこの辺で自分だけが被害者であるかのような振る舞いは止める必要がある。死中に活を求めようような態度をとらなければ、現在の低迷状況から脱出できないだろう。